

高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース
2010年9月号 No. 55

(高津事務所)
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489
(民主党川崎市議会議員団 控室)
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135
http://www.horizoe.com E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

川崎市の子ども施策 ～少子化対策の視点から

川崎市議会議員 ほりぞえ健^{けん}

「(仮称)新・保育基本計画」の策定

(事務局)

川崎市では保育所に入所できない待機児童が急増していますね。

(掘添)

両親が働いているなど、保育所に入所できる条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状況への対策は、本市だけでなく都市部の共通の課題となっています。

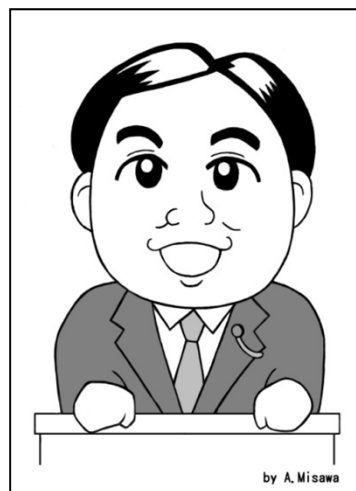
今までは、保育所への入所希望児童数は年間300人前後でしたので、保育所定員数の拡大により、徐々に待機児童数も減少していました。

ところが、4、5年前から、入所申請数が急増しており、例えば今年だけで1648人も増加しています。これは、人口増により子どもの数が増えているとともに、入所を希望する入所申請率が急速に高まっているからです。その結果、毎年保育所定員を1千名程度増やしているものの、これでは希望者数の増に追いつけなくなってしまっています。

こうした状況を踏まえ、「(仮称)新・保育基本計画」の骨子が先日まとめられ、保育所定員を年間1千人から1千3百名程度に増やすことや、とりわけ育児休暇制度の普及により待機児童数の多い1歳児枠を増やすこと、などの基本的な考え方が示されました。今後、素案を策定したのちに、パブリック・コメントなど

を経て、今年度中に今後5年間の計画として策定されることとなります。

(次ページに続く)



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーン・イレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- 議会運営委員会 委員
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 相談役
- 民主党神奈川18総支部 幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女の3人家族



	2002年	2006年	2010年
人口	1,269,979	1,322,432	1,404,532
就学前児童数	75,933	75,741	80,012
利用申請数	12,069	13,505	18,032
申請率	15.9%	17.8%	22.5%
入所児童数	10,727	12,034	15,435
待機児童数	705	480	1,076

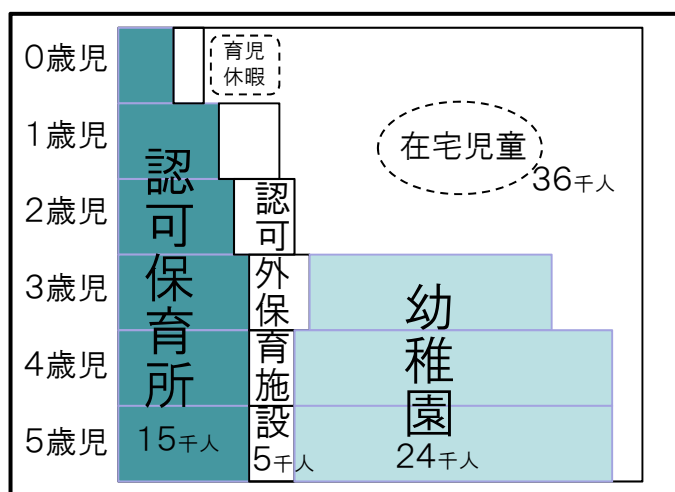
(事務局)

保育所待機児童対策が大切なのはわかりませんが、それだけで良いのでしょうか。

(堀添)

そうですね。待機児童をなくすことは最優先課題ではありますが、それだけでは十分とはいえません。

たとえば小学校入学前の子どもをみても、全体で約8万名のうち、認可保育所などの保育サービスを受けている子どもは約2万名、幼稚園に通っている子どもは2万4千名ですから、全体の半数は在宅児童となります。とくに、2歳児までは、約7割の子どもが在宅で子育てがされています。こうした子どもたちに対する公的支援が、まだまだ足りていないのが実情です。



今までのような、縦割りの行政施策ではなく、総合的な子ども施策を、包括的・一元的につくっていかねばならないのではないのでしょうか。

子ども施策に「偏重」していないか

(事務局)

政権交代してから、子ども手当や高校授業料無償化、奨学金制度の拡充など、子ども支援のための政策が矢継ぎ早に実行されています。もちろん、そのこと自体に反対ではないのですが、少々子どもに重点を置きすぎではないか、という声も聞かれます。

(堀添)

そうですね。とくに「子ども手当」については、親が子どものために使わないのではないか、貯金されてしまうのではないかと、高所得者にも支給する必要があるのか、など、具体的な施策内容についてのご指摘も少なくないですね。

これらの施策の原点は、子どもを大切にしなければいけない、という考え方だけではな

く、むしろ急速に進みつつある少子高齢化・人口減にどう対応すべきか、という問題意識があります。

私は、少子・高齢化や人口減自体は、必ずしもマイナスだけではないと思います。しかし、現在のようなあまりに急速な変化は、年金制度や社会保障制度、また国家の経済力にも多大な問題を生じさせます。ですから、その変化のペースを緩やかにしていくことが、今の日本にとって最優先課題ではないでしょうか。

仮に今年、出生率がアップしても、その子どもたちが働き始め年金などの社会保障を支え始めるようになるには、少なくとも二十年はかかります。少子化は急に始まったわけではなく、すでに1980年頃にはわかっていたのに、実際に人口が減少を始めるまで、なんの手も打たれてこなかったことは、まさに政治の不作為責任だと思います。

日本では、子どもの養育にかかる費用のうち家庭が負担する割合が、いわゆる先進諸国の中でも、際立って高い状況にあります。実際、結婚した夫婦へのアンケート調査では、子どもをつくる上で一番の問題は、経済的な負担—仕事を休まなければならないことも含めて—という方が圧倒的に高い状況となっています。ここを変えない限り、少子化傾向は変わらないと思います。

(事務局)

子ども手当についてはどうですか。

(堀添)

私も、子ども手当が一番効果的かどうか、しっかり評価分析すべきだと思います。しかし、若干誤解されているようにも思います。

子ども手当は、子どものために使う目的で作られた制度ではありません。実際に子どもがいる世帯は、住居費や食費、教育費など子どものために、すでに毎月支出をしています。子どもがいなければ、この分は、他の消費や貯金にまわされていたわけです。その負担分を、少しでも補てんしよう、というのが、子ども手当の制度目的です。

つまり、子どもを持つことで、必然的にかかってくる経済的負担を、少しでも社会全体で担っていくことで、少子化傾向に歯止めをかけていこうとしているのだと思います。

もちろん、年金制度改革、後期高齢者医療制度改革なども、並行して早急に進めていかなければなりません。

(事務局)

どうもありがとうございました。

(2010年8月31日)

「川崎市契約条例」を全面改定

川崎市では、この間「公契約条例」の制定を検討してきましたが、先日、既存の契約条例を全面改定し、その内容を規定することとなりました。今まで公契約条例として検討してきた内容だけでなく、市内中小企業の受注機会の確保や、環境への配慮など、川崎市としての公共調達契約における基本的なスタンスについても規定される予定です。内容的には、他市のものと比べても実効性の高いものになると考えています。今後、パブリックコメントなども踏まえ、12月定例会に提案される見込みです。

川崎市契約条例の特徴1：

地域社会の発展の観点から、公契約を規定。

経済性に配慮しつつ、価格だけでなく品質等を含め総合的に優れた契約となるよう規定。

- 競争性・透明性・公平性の原則
- 中小企業者の受注機会の確保
- 環境への配慮、地域経済の健全な発展に資すること
- 談合その他の不正行為の徹底的な排除

川崎市契約条例の特徴2：

公契約条例としての適用範囲が広く、実効性の高い条例。

先行する自治体の事例を踏まえ、実効性の高い内容であり、政令指定都市としてはじめての策定。

- 対象となる公契約の範囲を広く設定。
 - ・ 予定価格6億円以上の工事請負契約（金額ベースで全体の約4割）
 - ・ 予定価格が1千万円以上で、人件費割合が高い委託契約も対象
- 対象となる適用労働者の範囲を実態にあわせて設定。
 - ・ 雇用される労働者だけでなく、いわゆる「一人親方」など、実態として現場で働いているものはすべて対象
- 条例遵守状況調査の実効性を確保
 - ・ 下請業者も含めた全従事者の名簿提出や、立入調査権等を規定
 - ・ 条例違反の場合、契約解除、公表、指名停止等を規定

川崎市契約条例の特徴3：

客観的に適正な賃金水準を決める仕組み。

公共工事設計労務単価等を踏まえ、学識経験者や事業者、労働団体等によって構成する審議会で、適正な賃金水準を決定する。

第41回 「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第41回 10月14日(木) 午後7時～ 高津市民館
「第3期実行計画と行革プラン」
～持続可能な川崎市へ



日時：2010年10月14日(木)
午後7時から8時半まで。

場所：高津市民館 第1会議室

溝の口駅前マルイファミリー
溝口1-6-10 044-812-1090



これからのまちづくりの骨格となる実行計画と行革プラン。厳しい経済状況の中、持続可能な川崎市を実現するためになにが必要なのか、議論をいたします。ぜひご参加ください。

「川崎市政に参加する会」に参加して

2010年6月11日開催
「公契約条例と入札改革」

耳慣れない言葉だが、川崎市では「公契約条例」を策定する方向で検討しているそうだ。市が発注する請負や委託業務の契約で、規定以上の賃金の支払いを受注者に義務づけるのだそうだ。これは1952年発効のILO条約を根拠にしたもので、しかし国内では取り組みが遅れ、昨年頃から自治体先行で動き始めたばかりという。

背景には、公共事業の減少などから過当競争が起きており、そのしわ寄せが働く人の賃金を過度に減らしている現状があるのだと言う。たしかに、私が従事するソフトウェア開発業でも請負や委託開発の価格が下がり、労働条件が悪化している現場を見ているが、他

人事ではない市民も多いのではなかろうか。実際、そうした現場では仕事の質が落ちざるを得ないこともしばしばだ。

建設に限らず、最近では図書館などの施設管理や市バスの運転手、保育園など私たちの生活に密接な市民サービスも民間委託されている。値段も重要だが「安かろう悪かろう」では困るので、不当に安い賃金を是正する「公契約条例」を契機に、価格だけでなく市民サービスの質なども考えてゆくことが大切だと感じられた。(Y・I 会社経営)



政治資金ご寄附のお願い

地元から日本改革を実現するために、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169
銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

「殺人犯罪容疑者が二人拘束されている。うち一名は無実である。二人とも死刑にするか、釈放するか選択しなければならぬ」としたら、どちらを選べばいいか。冤罪をめぐると、象徴的なこの問いをよく耳にする。▼とすれば、釈放ということになる。は、残虐な行為を行った者が自分たちの周囲に戻ってくることになるが、どうするか。▼「全体の利益のために犠牲にするか。▼「個人の尊厳を貫く法を選んだ日本社会は、前者を選択した。▼「個人の尊厳」という理想を貫くためには、一人にリスクを押し付けるのではなく、社会全体で危険を負担しようという考え方だ。冤罪を防ぐために、捜査や裁判のあり方を改善する。加害者の立ち直りをサポートし、再犯を防止することも、被害者やその家族のケアを行う。さらに、犯罪そのものが起るこりにくい世の中にしていく。そうして様々な努力を、国民自身が協力して行っていくことを意味するのだらう。▼「冤罪は誰の身にも起こり得る。有罪とされた判断を覆すことは相当に難しい。犯罪自体も、個人的要因の他に貧困など社会的要因が存在する場合もある。▼「主権者である国民が無関心では、その発生を防ぐことはできない。▼「その下、千葉景子法務大臣が、自らの執行責任のある公人として、大臣自身が心情的吐露することは許されぬ。さうが、命を奪う場には身を置くことが、ボタンの押しさなければならぬ。務官の苦しみも近視眼で見ることがない。各方面からの厳しい批判もあるが、千葉大臣は大変な覚悟を示したのではないかと。▼「私たちが、どうしようもないで、真剣に考えなければならぬ」(事務局長)